

令和2年2月28日

OSR組合員各位

大阪府社交飲食業生活衛生同業組合
事務局

新型コロナウイルス感染症の影響による各種情報

拝啓 平素は当組合の事業にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日より新型コロナウイルス感染症の影響に係る特別貸付の情報提供をさせていただきましたが、組合員の方々より他の助成金や支援策等についてもお問合せをいただいております。事務局にて検索させていただきましたので、下記にお知らせいたします。

敬具

厚生労働省

【衛生環境激変対策特別貸付】

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店営業者、喫茶店営業車及び旅館業を営む方への運転資金の特別貸付

申 込 先／日本政策金融公庫

貸付限度額／生活衛生セーフティーネット貸付に加え、

飲食店は別枠 1,000 万円 ・ 旅館業は別枠 3,000 万円

貸付期間／7年以内（据置2年以内）

貸付利率／無担保の場合 年 1.26%（基準利率 2.16%から 0.9%を国が助成）（2/3 現在）

※過日の概要にありました基準利率 1.91%は厚労省が示す利率であり、公庫としてのリスク等を勘案して定められているものは 2.16%とのことです。

※基準利率から 0.9%助成を受けるためには組合理事長が証明する「資金証明書」および「新型コロナウイルス感染症の影響に関する確認書」が必要です。

取扱期間／令和2年2月21日～令和2年8月31日

相談窓口／日本政策金融公庫 大阪支店 電話 06-6315-0301

〃 大阪南支店 電話 06-6211-7507

〃 堺支店 電話 072-257-3600

【雇用調整助成金の特例】（別紙）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中国人関係の売上や客数が 10%以上減少した事業主が対象となる事業主に対して、店舗の休業を余儀なくされた場合の休業手当を 2/3 国が助成するものです。

※本助成金の特例は中国人関係売上の割合を裏付ける書類が必要となりますので、中国人関係のお客様が一見客の場合は裏付けが難しいかと思えます。

その場合、通常の雇用調整助成金制度ご利用されることをお勧めします。

相談窓口／大阪労働局 助成金センター 検索 電話 06-7669-8900

大阪府

【新型コロナウイルス感染症対応緊急資金】（別紙）

新型コロナウイルス感染症により大阪府が融資する保証協会所定の保証付き融資支援策

申込先／取扱い金融機関

貸付限度額／2億円（うち、無担保 8,000万円）

貸付期間／7年以内（据置1年以内）

貸付利率／年 1.2%（別途保証料要）

取扱期間／令和2年2月17日～令和3年3月31日

相談窓口／大阪府商工労働部 中小企業支援室 金融課 電話 06-6210-9508

国税庁（別紙）

【申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長】（別紙）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、標記のとおり申告期限・納付期限について、令和2年4月16日(木)までに延長となりました。 [国税庁](#) [検索](#)

OSR 大阪府社交飲食業生活衛生同業組合

【生活衛生関係営業経営改善資金】

月1回の組合の融資審査委員会において審査を行い、日本政策金融公庫へ推薦する無担保無保証の融資制度で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた諸経費支払い等、資金繰りの為の運転資金や、経営改善のための設備資金調達のための融資制度で生衛業を営む組合員が受けれる制度です。

申込先／各支部支部長もしくは支部事務局

貸付限度額／2,000万円

貸付期間／7年（うち据置期間1年）

貸付利率／年 1.21%（2/3 現在）

相談窓口／各支部支部長もしくは支部事務局

詳しくは各相談窓口にご連絡下さい
新しい情報が入り次第お知らせいたします